

令和元年11月11日

区長記者懇談会



撮影：田中佳奈枝さん
中には何が入ってるでしょうか？

令和元年
第4回
杉並区議会定例会

★「か」になみまげが隠れているよ、探してみてね。★

11/19 火
~ **12/6** 金 予定

議会予定

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 11/19 火 | 会期の決定、特別委員会活動経過報告、一般質問 |
| 11/20 水、11/21 木 | 一般質問 |
| 11/22 金 | 一般質問、議案の説明 |
| 11/25 日~11/29 金 | 常任委員会 |
| 12/2 日~12/5 木 | 特別委員会 |
| 12/6 金 | 議案の議決等 |

区議会はどなたでも傍聴できます。
インターネット配信も行っています。スマートフォンでもご覧になれますので是非ご利用ください。



杉並区議会 検索



杉並区議会

日程や傍聴のお問い合わせは区議会事務局へ

杉並区阿佐谷南 1-15-1 中棟3階 ☎3312-2111 内線 2302

杉並区議会では、みなさまから応募いただいた写真（区民の写っているもの）でポスターを作成しています。写真応募は随時受け付けています。

検
掲示期間
1.12.10
杉並区

1 商店会の補助金不正受給に係る対応について

西荻窪地域の複数の商店会が共催して実施した「ハロー西荻」及び「西荻おわら風の舞」において、領収書の偽造や協賛金の未計上により、商店会が都区の補助金を不正に受給していることが判明したため、区では8月に外部有識者を加えた「杉並区商店会に関する補助金検証委員会」を設置し、その検証結果を11月5日に区民生活委員会において報告しました。

区では検証委員会の報告を踏まえ、当該商店会に対し、返還金、法定利息分及び損害賠償金を請求することとし、杉並区議会令和元年第4回定例会に、歳入の補正予算案として計上します。

また、協賛金の取扱いの説明や補助金の審査については、一部区に不十分な点が認められたことから、区長及び区民生活部を担任する副区長について自らの責任を明らかにするため、給料を減額することとし、条例案を提出します。

■商店会へ請求する返還金、法定利息分及び損害賠償金

補助金を不正受給した西荻窪地域の商店会に対し、総額 29,445,903 円を請求します。

【内訳】

①区が東京都へ返還した都補助金分

19,256,000 円

②領収書の偽造と協賛金未計上による区補助金の過払い分

4,634,000 円

③納期を令和元年12月26日に仮設定した場合の法定利息分（5%）

3,784,311 円（都補助金分 3,204,131 円＋区補助金分 580,180 円）

④不法行為に基づく損害賠償金

1,771,592 円

＝都に支払った違約加算金 4,975,723 円（年 10.95%）

－都補助金分に対する法定利息分 3,204,131 円（年 5%）

なお、平成30年度の他の商店会に対する補助事業について再点検した結果、8事業に軽微な誤記載等が発見され、補助金の返還を要することとなったため、補正予算案に計上し、議決された後、都へ速やかに返還するとともに、当該商店会に対して全額の返還請求を行います。

341,883 円

■杉並区長等の給料の特例に関する条例案

条例の施行の日から1箇月間、区長及び区民生活部を担任する副区長の給料月額からその100分の10に相当する額を減額します。

■今後の再発防止に向けて

(1) 補助金制度の見直し

補助金は事業終了後、実績報告書の提出、区の審査を経て交付されるため、その間、商店会は経費を支出するために独自に資金を集め、また、自己負担分や補助金対象経費などの捻出も迫られています。しかし、現状の補助金制度は、商店会が努力して得た協賛金等の収入が増加するほど補助金が減額される仕組みとなっています。

補助金の適正化や地域の実情等を勘案しながら、補助金と協賛金等との関係性を整理し、補助金のみ依存しない商店会自らの努力を正當に評価する仕組み作りを図る必要があります。

(2) 都区間における協賛金等会計処理の明確化

補助金の審査にあたって疑義が生じた場合には、区担当者は都担当者へ照会し、回答に則して確認しながら進めてきました。しかし、都の担当者が異動等で代わると回答内容が変わるなど、都の基準自体、担当者によって解釈・運用が変わると言わざるを得ない状況にあります。今後も引き続き都区で連携して住民福祉の向上に努めていくためにも、協賛金に関する会計処理の明確な文書化などの対策を講じていく必要があります。

(3) 区の体制と方策の確立

補助金を担当する職員から当該の商店会に対する補助金に係る適切な説明や周知が不足していた状況が認められました。今後、早急に補助金交付の適正な執行に向けた体制と方策の確立を図る必要があります、区における審査上のチェックリスト作成や商店会への説明会におけるマニュアル以外の指導文書の作成、杉並商店会連合会への委託仕様の見直しと審査項目の明確化など、実効性を伴った改善を進めていきます。

【問い合わせ先】 区民生活部管理課 内線3751

2 (仮称)子ども・子育てプラザ高円寺の整備

「子ども・子育てプラザ」は、主に乳幼児を利用対象とした子育て支援施設で、乳幼児親子がいつでも気軽に立ち寄って遊んだり、交流したりできるほか、各種子育て支援サービスの利用提供や情報提供を受けることができます。

区では、これまで4か所(※1)の「子ども・子育てプラザ」を整備・運営しており、多くの乳幼児親子に利用されています。

このたび、「杉並区立施設再編整備計画」に基づき(※2)、5か所目となる「(仮称)子ども・子育てプラザ高円寺」の開設(令和2年9月予定)に向け、条例改正案及び補正予算案を区議会に提出します。

プラザ名	所在地	主な諸室
子ども・子育てプラザ高円寺	高円寺南二丁目52番2号	乳児室、幼児室、一時預かり室、相談室、多目的室、遊戯室

■主なスケジュール

令和2年4～8月：高円寺中央児童館施設の改修工事

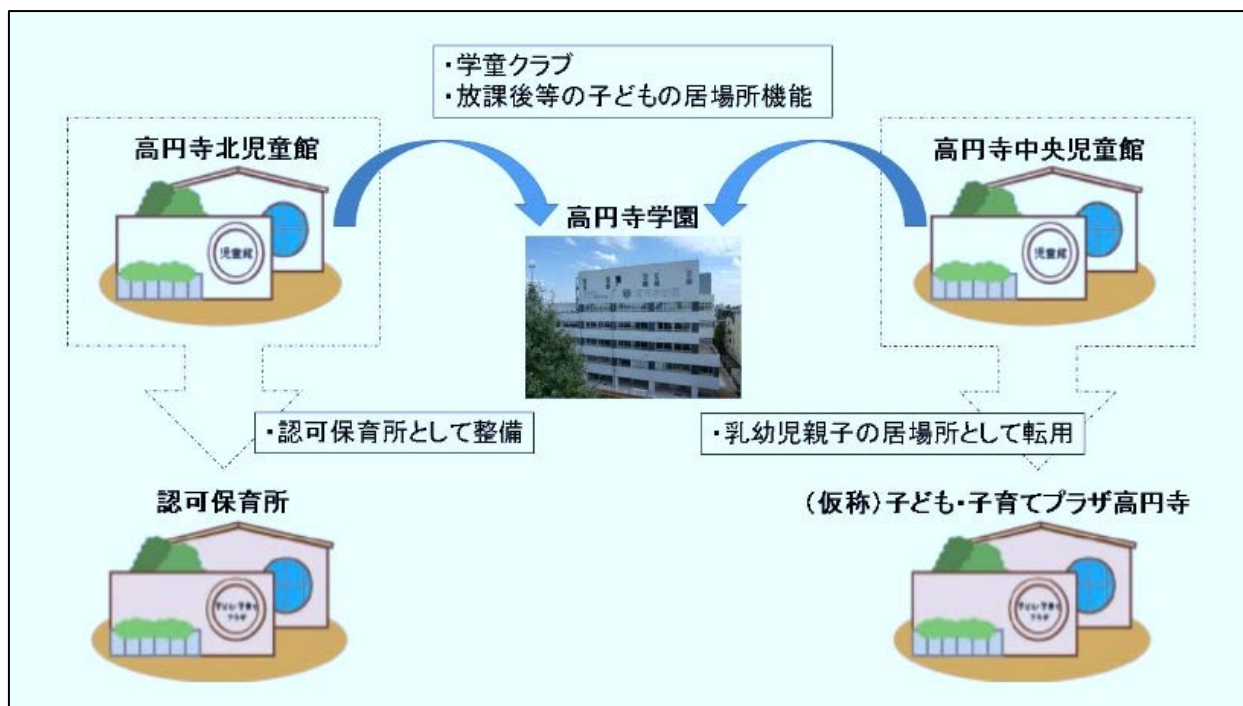
令和2年9月：子ども・子育てプラザ高円寺の開設

※1

プラザ名	開設時期	地域
子ども・子育てプラザ和泉	平成28年12月	方南・和泉
子ども・子育てプラザ天沼	平成30年4月	荻窪
子ども・子育てプラザ成田西	平成30年8月	阿佐谷
子ども・子育てプラザ下井草	令和元年9月	井草

(当面は各地域に1か所の整備を段階的に進め、将来的には各地域2か所計14か所を整備)

※2 高円寺北児童館及び高円寺中央児童館の再編整備について（概要）



- ・学童クラブ及び小学生の放課後等の居場所機能は、高円寺学園（※3）に移転（令和2年4月）
- ・機能移転後の高円寺中央児童館施設を改修して、「(仮称) 子ども・子育てプラザ高円寺」に転用（令和2年9月予定）
- ・同じく機能移転後の高円寺北児童館施設は解体し、跡地に私立認可保育所を整備（令和4年4月予定）

※3 高円寺学園について（概要）

- ・杉並第四小学校、杉並第八小学校及び高円寺中学校を統合し、新たに「高円寺学園（高円寺小学校及び高円寺中学校の施設一体型小中一貫教育校）」を開校（令和2年4月全面開校）

【問い合わせ先】子どもの居場所づくり担当 内線4401

3 すぎなみ版ボランティア「TEAM NAMISUKE」が活躍

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、区は杉並区交流協会・杉並ボランティアセンターと連携し、区民が気軽にボランティア活動を行える登録制度「TEAM NAMISUKE」を令和元年5月にスタートしました。

10月末時点での登録者数は約600名で、登録時に語学、ホームステイ・ホームビジット、教育、福祉など8つの活動ジャンルから参加したいものを複数選択することができます。



ボランティア参加者がスタンプを集めると交換できる「オリジナルユニフォーム」

■分野別登録状況(重複登録あり)

語学ボランティア	437名	防災・防犯	123名
ホームステイ・ビジット	139名	教育	162名
区内イベント	417名	福祉・医療・介護	86名
環境・美化	198名	保育・子育て	97名

これまでに100名以上の方が、大会関連のイベントや、区内イベントに参加し、今後はイタリアビーチバレーボールチーム事前キャンプにおける「おもてなし」や、聖火リレーでの警備などの活動も予定しています。

この「TEAM NAMISUKE」は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の“レガシー”として、区政参画の核となるよう、取組みを発展させていきます。

■今後の活動予定

日時	内容
令和元年11月30日	留学生を対象としたホームビジット事業(女子美術大学、イーストウエスト日本語学校)
12月	障害者週間事業「ふれあいフェスタ2019」、海外文化セミナー(イタリア)
令和2年3月	文化プログラム「イタリア文化紹介イベント」
4月	東京2020オリンピック・パラリンピック開催100日前イベント
5月	バリアフリーおもてなし講座、ビーチバレーボールボランティア講座
7月	イタリアビーチバレーボールチームのおもてなし、聖火リレーの警備 区立施設を活用したホームステイ・ホームビジット支援事業

【問い合わせ先】 オリンピック・パラリンピック連携推進担当 内線3792

令和元年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算では、補助金不正受給に係る商店会から区への補助金返還金等の歳入のほか、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上しました。

主なものとしては、区立施設再編整備計画に基づく、(仮称)子ども・子育てプラザ高円寺の整備に要する経費や、特定空家等の除却に要する経費、狭あい道路拡幅整備助成の実績増に伴う追加経費などです。

1. 総括

(単位:千円)

会計	補正前	今回補正額	補正後
一般会計	200,939,642	215,120	201,154,762

2. 概要

補正事業	8事業
補正予算額	2億1,512万円

3. 主な事業の概要

商店街支援	181千円
(特財: 諸収入 29,787千円)	
補助金不正受給に係る商店会による都・区負担分の補助金返還金及びこれに伴う法定利息分及び不法行為に基づく損害賠償金の歳入を計上	
また、東京都が実施した検査の結果を受け、他の補助金に係る都への返還金及び違約加算金、返還に伴う歳入を計上	

(仮称) 子ども・子育てプラザ高円寺の整備	70,300千円
(特財：国庫支出金 2,666 千円、都支出金 2,666 千円)	
区立施設再編整備計画に基づき、機能移転後の高円寺中央児童館施設を子ども・子育てプラザに転用するため、既存建物の改修に要する経費を計上	

空家等対策の推進	3,300千円
空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、行政代執行法の定めるところに従い、高円寺北二丁目の特定空家等の除却に要する経費を計上	

狭あい道路拡幅整備	33,000千円
重点整備路線等拡幅整備助成の実績増に伴う追加経費を計上	

<連絡先>

杉並区役所 0 3 - 3 3 1 2 - 2 1 1 1 (代表)

広報課直通 0 3 - 3 3 1 2 - 6 8 5 5